

長良小学校プール建設の速やかな予算執行を求める決議

令和2年度当初予算案の長良小学校プール建設については、令和2年第1回岐阜市議会定例会において全会一致で認められた。その後、かかる予算執行における入札業務が不調となったことを受け、当局は建設を取りやめるとの方針を示し、同年第4回岐阜市議会定例会において、予算を減額する補正予算案が提出されたのである。同定例会では、執行段階にある予算に関する方針転換の意思決定の経緯には疑問が残る一方、当局の方針には一定の賛意も示されたことから、拙速な予算執行はしないことを前提に、修正案及び附帯決議が可決されるに至った。その後、所管している文教委員会の閉会中継続調査において、改めて、地元説明会の状況とともに当局の検討経緯が示されたところである。

しかしながら、方針転換の政策プロセスに係る説明責任に関しては、当初予算の提案説明時ではなく、執行後の入札不調を契機としていることについて、なお十分な根拠が示されたとは言い難いところではあるが、当該小学校の児童及び関係者の現状を考えると、これ以上結論を先送りすることは適切ではないとの判断に至った。

よって、二元代表制の一翼を担う岐阜市議会は、もとより令和2年第1回定例会での議決の重みに鑑み、当初の議決に従い当該プールの建設に係る速やかな予算執行を求めるものである。

なお、今後の1校1プールの在り方に関し、複数校での共用や民間施設の活用を含めた当局の方針については、引き続き先行事例の研究等を通じ慎重に検討を進めるとともに、学校施設長寿命化計画との整合性を図るべきことを申し添えるものである。

以上 決議する。

令和2年12月14日

岐 阜 市 議 会